

## 解散したことにより認定・特例認定が失効した法人

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第57条第1項第3号及び同法第61条第3号の規定により、認定及び特例認定が失効した特定非営利活動法人について、お知らせいたします。

法人の名称	区分	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認定・特例認定の有効期間	失効日
特定非営利活動法人 北の森と川・環境ネットワーク	認定	影山欣一	北海道函館市五稜郭町19番15号	平成28年 2月 9日から (2016年) 令和元年 6月14日まで (2019年)	令和元年 6月14日 (2019年)